

社会福祉法人親和会 グループホーム サニーホーム 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この社会福祉法人親和会が開設する「グループホーム サニーホーム」(以下「事業所」という)の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業・指定認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)は要支援2・要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

6 事業者自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム サニーホーム
- (2) 所在地 福岡県北九州市小倉南区長野本町4丁目1933

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

この事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名 (管理者と兼務)

認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(3) 介護従業者 8名以上 (うち常勤職員7名以上 非常勤職員1名以上)

介護従業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、9名 (9室) とする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要支援2・要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は、2割、3割の額とする。(介護保険負担割合証記載に準ずる)

次にあげる項目について別に利用料金の支払いを受ける

- ① 家賃 45,000円/月
- ② 食費 1,300円/日
- ③ 水道光熱費 12,000円/月
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担する事が適当と認められる費用実費 (理美容代、オムツ代、嗜好品)

費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者、又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

法定給付サービス費分

(30日換算)

要介護区分	単位数 (日)	サービス費月額 (円) (10割)	利用者負担金月額 (円)		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	761単位	231,496	23,150	46,300	69,449
要介護1	765単位	232,713	23,272	46,543	69,814
要介護2	801単位	243,664	24,367	48,733	73,100
要介護3	824単位	250,660	25,066	50,132	75,198
要介護4	841単位	255,832	25,584	51,167	76,750
要介護5	859単位	261,307	26,131	52,262	78,393

加算・減算分

サービス内容		単位	サービス費 月額(円) (10割)	利用者負担金月額(円)		
				1割負担	2割負担	3割負担
初期加算(入所日より30日間)		30単位/日	9,126	913	1,826	2,738
医療連携体制加算Ⅰ (要支援2の方は対象外)	イ	57単位/日	17,339	1,734	3,468	5,202
	ロ	47単位/日	14,297	1,430	2,860	4,290
	ハ	37単位/日	11,255	1,126	2,251	3,377
医療連携体制加算Ⅱ		5単位/日	1,521	153	305	457
協力医療機関連携加算		100単位/月	1,014	102	203	305
		40単位/月	405	41	81	122
看取り 介護 加算	死亡日以前31日 以上45日以下	72単位/日	730	73	146	219
	死亡日以前4~30日	144単位/日	1,460	146	292	438
	死亡前日及び前々日	680単位/日	6,895	690	1,379	2,069
	死亡日	1,280単位/日	12,979	1,298	2,596	3,894
若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	36,504	3,651	7,301	10,952
退去時相談援助加算(1回)		400単位/日	4,056	406	812	1,217
退去時情報提供加算		250単位/回	2,535	254	507	761
サービス提供体制強化加算	I	22単位/日	6,692	670	1,339	2,008
	II	18単位/日	5,475	548	1,095	1,643
	III	6単位/日	1,825	183	365	548
入院期間中の体制加算 (1月に6日を限度とする)		246単位/日	74,833	7,484	14,967	22,450
認知症専門ケア加算	I	3単位/日	912	92	183	274
	II	4単位/日	1,216	122	244	365
認知症チームケア推進加算 (認知症専門ケア加算と同時算定不可)	I	150単位/月	1,521	153	305	457
	II	120単位/月	1,216	122	244	365
口腔衛生管理体制加算		30単位/月	304	31	61	92
口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1度を限度)		20単位/月	202	21	41	61
高齢者施設等 感染対策向上加算	I	10単位/月	101	11	21	31
	II	5単位/月	50	5	10	15
新興感染症等施設療養費 (5日を限度)		240単位/日	2,433	244	487	730
科学的介護推進体制加算		40単位/月	405	41	81	122
介護職員処遇改善加算	I	介護報酬総単位数×加算率(18.6%)×1単位の単価×負担割合				
	II	介護報酬総単位数×加算率(17.8%)×1単位の単価×負担割合				
	III	介護報酬総単位数×加算率(15.5%)×1単位の単価×負担割合				
身体拘束廃止未実施減算		所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算				
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算				
業務継続計画未策定減算		所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算				

地域加算…北九州市 7級地 1単位=10.14円 (上の表は地域加算を含む)

(入居に当たっての条件及び留意事項)

第8条 入居に当たっての条件は、要支援2・要介護者で認知症を有する者であり、北九州市の被保険者に限る。ある程度、身の回りのことができ、極端な暴力行為や自傷行為が無いこと。少人数による共同生活に支障が無いと認められるものであり、留意事項は、次のとおりとする。

一 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。

二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。

三 利用者は、健康に留意するものとする。

四 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。

五 利用者は、主治医の意見書等を提出すること。

六 利用者は、身元保証人をつけること。

2 入所者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、毎年6月と12月に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対するサービス提供により、事故が発生した場合は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、その原因を解明し、再発生防止の為の対策を講じます。

(緊急時における対応方法)

第11条 介護従業者は、サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、家族に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は医療機関への救急搬送等の必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(相談・苦情等への対応)

第13条 事業所は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置ものとする。

2 利用者、家族等は事業所が提供するサービス等に相談、苦情がある場合、いつでも重要事項説明書に記載の苦情受付窓口にお問い合わせ及び苦情を申し立てる事ができる。その場合、事業所はマニュアルに基づき、速やかに事実関係を調査する等迅速かつ適切に対応し改善、向上に努める。

3 事業所は提供したサービスに関して、市町村等からの質問、照会、文章の提供を求めに応じ、苦情に関する調査に協力する。なお市町村等からの指導、助言を得た場合はそれに従い必要な改善を行う。

(地域との連携)

第14条 事業所は、市町村及び地域包括支援センターとの関わり、地域との連携及び交流の促進を図る為、運営推進会議を定期的開催する。

(介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減)

第15条 事業所は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を設置し定期的開催する。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体の保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。その詳細な手順等については別に定めるものとする。

5 事業所は利用者に対する共同生活援助の提供の記録、介護報酬に関する書類を提供した日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人親和会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

この規程は、平成22年6月8日から施行する。

この規程は、平成23年3月16日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は平成27年4月1日から施行する。

この規定は平成29年4月1日から施行する。

この規定は令和3年1月1日から施行する。

この規定は令和4年1月1日から施行する。

この規定は令和4年10月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。

この規定は令和6年6月1日から施行する。